

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第2回寒川町公共施設再編計画進行管理委員会		
開催日時	令和5年2月28日（火） 14時00分から16時39分		
開催場所	町民センター3階 講義室		
出席者名、欠 席者名及び 傍聴者数	【出席者】 < 委員 > 山崎俊裕（委員長）、高橋伸隆（副委員長）、茅野英一 水田敏弘、森一光、徳澤順子、森和彦 < 事務局 > 総務部長：野崎誠、財産管理課長：濁川英明 資産経営担当主幹：杉崎圭太 資産経営担当主査：守屋利明、主任主事：野口学 【傍聴者】 0名		
議 題	（1）議事録承認委員の指名 （2）公共施設等総合管理計画の進捗状況について （令和4年度の事業実施状況及び令和5年度の事業計画についての 報告） （3）これからの公共施設マネジメントについて （令和4年度第1回会議後の取り組み状況についての報告）		
決定事項	無し		
公開又は非 公開の別	公開	非公開の場合 その理由（一 部非公開の場 合を含む）	
議事の経過	○開会 【野崎総務部長】 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、これより始めさせていただきます。 本日は大変お忙しい中、御出席頂きましてありがとうございます。只 今より、令和4年度第2回寒川町公共施設再編計画進行管理委員会を開 催いたします。		

	議題に入ります前に、皆様に３点のお願いをさせていただきます。 １点目としまして、本委員会の内容は、寒川町自治基本条例第１５条に規定する会議公開の原則に該当する会議となっております。そのため、会議の傍聴、議事録の公開が原則となりますので、御理解のほどお願いいたします。 ２点目は、議事録作成のために、録音をさせていただきますので、御理解頂きたいと思います。 最後に、３点目としまして、傍聴の関係ですが、本日は今のところ傍聴希望の方は見えておりません。もし途中でお見えになりましたら、また皆さんにお伺いしながら傍聴して頂くような流れになると思いますので、この点も御理解を頂ければと思います。 以上で次第１の部分については終了といたします。 それでは、次第の２以降につきましては、議題となりますことから、山崎委員長に進行のほどお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。 ○議題１：議事録承認委員の指名 【山崎委員長】 会議次第に沿って、議事を進めてまいりますので、委員の皆さまにつきまして、どうぞ、よろしくお願いいたします。 それでは、議題（１）の議事録承認委員の指名になります。 この議事録承認委員は、「事務局から議事録のテープ起こし後の原稿が送られてきて、その内容に誤りがないかご確認頂き、公表するにあたっての承認を頂くこと」をお願いし、会議ごとに名簿順でお願いをしているところでございます。 今回の議事録承認委員につきましては、前回は、森 一光（かずみつ）委員でした。本日は、水田委員となりますが、よろしいでしょうか。 【水田委員】 わかりました。 【山崎委員長】 それでは、水田委員、よろしくお願い致します。
--	--

○議題 2：公共施設等総合管理計画の進捗状況について

【山崎委員長】

続きまして、議題の 2 つ目であります、(2)「公共施設等総合管理計画の進捗状況について」、を議題といたします。

議題の(2)につきましては、公共施設等総合管理計画の実行プランであります、公共施設再編計画の個別施設ごとに定めた対策実施事項の取り組み状況報告及び事業計画についての報告となります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

～～事務局 濁川財産課長及び杉崎財産管理課主幹より

資料に基づき説明～～

【山崎委員長】

今、事務局のほうから、資料を基に実際の進行状況に関する御話を頂きました。事前に目を通していらっしゃる委員の方もいらっしゃるかとと思いますが、ただいまの報告について御意見や御質問があれば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。お願いします。

【茅野委員】

資料 2 の進行管理体制の P D C A のところ、4 ページです。

どの自治体も P D C A のサイクルの回し方は非常に苦勞をされていて、一般的には、この形だと思います。新年度が始まる前にプランをつくり、予算と連動し、4 月から年度中は実行し、その年度の最後のところでチェックをする。年度の最後でチェックをするのですが、翌年にこれはアクションとなるのですが、予算への反映ができない。

それで、私が少しお手伝いしている秦野市は、予算に間に合うように秋にチェックを入れるというシステムにしたのですが、これはこれで、予算が動いて初めて実施設計をやったり、建物を造って、あるいは土木工事をやって、それで秋にチェックをかける。これもまた間に合わないということで、少し難儀をしています。

何が言いたいのかというと、自治体の予算が 4 月から翌年 3 月の間で動いて、予算編成はその前に行って、しかも決算は、その年度には間に合わないという状況の中で P D C A を上手に回す方法は、実は、はつき

り言う、うまくいかないと思っています。

どうやるかという、早くできるものはチェックする。間に合わないものは、予算編成を含めて翌年度にするという、二重回しみたいな形にせざるを得ない。そういう臨機応変な取組みに持っていけないと、うまくいかないのではないかと。必ずしも確実に同じサイクルで全てを回すということをやめて、この事業はここでチェックができて来年度に間に合う、この事業は間に合わなかったから、無理やり予算を組むのか、あるいは概略的な予算を組んで、次の年度に、そのチェックをした上でアクションに移るのか。2通り、あるいは3通りになるかもしれませんが、そういうようなやり方をされるとよろしいかなという御提案でございます。

【事務局 濁川財産管理課長】

ありがとうございます。今御指摘頂いた部分は、まさに今年度の事業の中でも設計が必要で来年度に回したというような説明をさせて頂いたものもございました。

今の御意見を参考にさせて頂きながら、施設ごとの修繕も工事も、ものによっては、早めにチェックできるものも当然でございます。御指摘のとおり、二重、三重、個別施設ごとに、基本はこれとしながらも、早めにできるところは回して、予算にできるだけ間に合わせる。また、予算に間に合わないものにつきましては、通年議会ですので、補正予算計上も選択肢となります。施設の利用者にご不便がないように、きちんと回していきたいと思っております。御提言ありがとうございます。

【茅野委員】

とんでもございません。

【山崎委員長】

私のほうからも関連して、資料1で計画額が示されていますが、これは令和2年度当時と付記されています。特に建設物価というのが、近年、非常に激しく変動している。計画を立てても、そのようにいかないことがあって、これは発注する側も受ける側も非常に悩ましいところが事情としてあると思うのです。

そうしたときに、PDCAサイクルの話で前倒しをしたとしても、予算の予定額がかなり変動することを見越しておかないと非常に厳しい。かなり激しく社会変動のリスクが大きいというようなことが起こって

	いるのですが、実際はこれを計画されたのは令和2年度ということですが、今の状況は、それよりもかなり跳ね上がっていると見ておいたほうがよろしいかと思います。そこが、この数字をどう読んでおくかということもあると思うのですが、いかがでしょうか。 【事務局 濁川財産管理課長】 今、委員長から御指摘を頂いたとおり、建設物価、いわゆる建設費につきましては3割、4割上がっているといったデータも中にはございます。また、人件費の高騰等もございますので、計画策定時の額というのは、あくまでも参考値にしかならないと思っております。 そういった中で、この後、説明があります公民連携手法で、いかに費用を抑えるか、手法や内容によって工夫しながら進めたいのですが、1億かかるものが3億かかりますという話だと、御話になりませんが、1億のものが1億4千万だけど、工夫によっては1億2千万、1億1千万で収まる可能性もありますので、そういったものは施設所管課と当課で連携し、工夫しながら、計画どおり実施していきたいと考えております。建設の単価というか総事業費につきまして相当高くなっているのは、当課でも承知してございます。ありがとうございます。 【徳澤委員】 よろしいですか。 【山崎委員長】 どうぞ。お願いします。 【徳澤委員】 私も資料1を見させていただいて、今、委員長さんが仰ったように、計画額と契約額の差がすごく大きいので、これについてどのようにお考えになるのかと私も考えたのです。 それから、修繕とか色々なことがありますけれども、金額はこれが妥当だと査定する能力は私たちは持っていませんので、一応、示して頂いたら、それがそうなのかなというふうなことで考えていかざるを得ないと思ったわけなのです。 【山崎委員長】 私も関連して、長期的に修繕費というのはかかっていくと思うのです
--	--

が、定期的に必要な予算ということで、予算化できるものにはいいと思いますが、例えば今までのような従来のやり方ではなくて、要するに、長寿命化をしていくといった場合に、イニシャルコストが多少かかったとしても、ランニングコストがトータル、ライフサイクルコストが落ちていくというような意味で、具体的にはエコ改修をしていくというような発想も、一つにはあると思うのです。

ですが、エコ改修をするとすると、また少し考え方が変わってくると思うのですが、今は従来型のルーティンという考え方で改修費を見積もってやっていくと。

これから公共施設を長寿命化したり、改修していく時には、先ほどのPDCAのような、長いサイクルでのPDCAみたいなことを考えつつ、やはりエコ改修というものを本格的にどうしていくのか。あるいは、エネルギーの問題にしても、やはり自然エネルギーをきちんとした形で本格的に考えないといけない。エネルギーの問題についても従来型でやっていて本当にいいのかというような側面もあるという感じはしています。

それは、ここの話から少し脱線するかなと思ったのですが、修繕費をとにかく見積もったはいいけど、そのようにはいかない、という変動部分もあるのですが、改修そのものをエコ改修にして、今までは20年しかもたなかったものが、それが40年、50年長く時間的に延びてくると、少し発想もまた変わるだろうという感想を持ちました。それが1つ目です。

2つ目が、学校施設の外壁の落下防止でネットを張るという部分ですが、これは本格的なことはしないという感じでよろしいでしょうか。この辺りが少し気になったところです。補修費にしては、逆に随分安いかなという感じがしました。

【事務局 杉崎財産管理課主幹】

まず、委員長から頂いた外壁のネットに関してですが、学校適正化の結論が出て、実際に学校の再編が始まるまで、学校が本当に建て替わる時期までには、おそらく10年ほどは要するため、まずは最優先に安全確保に動きましようということで、外壁の落下防止のネットを張るという形になっています。

耐用年数は10から15年程度といった安全策を取っておりますので、まずはここで安全性を確保しているという状況になっています。

実物を見るために近くに行くと、ネットが張ってあることに気づくと

いうものです。もしよろしければ、実際に学校に行った際、ご確認頂ければと思っています。

それと、前段で徳澤委員から頂いた金額の部分です。計画していたことを実行しようとしたものの、費用が高くなってしまうこともあると思っています。今のところ、実際に先送りしている部分は体育館の修繕などではありますが、基本的には安全性確保が最優先ですので、若干の上振れはありますが、実行したいと思っています。決して、費用が上がったから止めるわけでもなく、本当に費用が上がったのであれば、もう一度作戦を練り直すということは常にやっていこうとしております。以上になります。

【山崎委員長】

ありがとうございました。

【高橋副委員長】

同じような質問で、逆の視点から御質問したいんですけれども、この委員会そのものが進行管理委員会ということで、再編なり改修がいかに進んでいるかということをチェックする機関であると私は認識しております。その中で、先ほどの御説明で、令和4年度の契約額が、トータルで1億4,000万円とありました。それに対して、計画していた予算が3億6,000万円ということでいくと、達成率が38%ぐらいということになり、全然改修が進んでいないのではないかということをおっしゃるを得ません。

色々な事情があって先送りさせたのだという理由でしょうけれども、先ほども御質問があったように、令和3年度に実施予定が令和4年度も実施しなかったということになると、令和5年度もやらなくて良いのではないのかという話になりかねないと思います。私が一番気になるのは、私どもが関係する健康管理センターの改修が、にぎわい交流創出ゾーンのビジョン確定の関係で先送りしたということですが、前々から改修するということができているのにもかかわらず、県の福祉事務所を誘致するために計画は少し先延ばしにした。子育てサポートセンターとの複合化は、後からつけたような感じだと思います。

そもそもは、健康管理センターの建物がもう老朽化して使えなくなり、要するに健康管理ができないから建て替えようかどうしようかという話であったのにもかかわらず、にぎわい交流創出ゾーンのビジョン策定のために計画を先延ばしするというような見え見えな形でやってい

	くと、これはいつまでたっても改修ができないのではないかと。要するに、全体の学校についても何でもそうですけれども、今申しましたように、令和4年度でもって40%弱というか、40%に行かない達成でもっていくと、全体が、施設の改修そのものが進んでいかないのではないかとという危惧をしております。 それから、もう一つ、これは初歩的な疑問ですけれども、予算的に3億6千万円積んで、それで1億3千万円しかできない。残りの2億2千万円というのは繰越しをしているのですか。それとも、これはこれでおしまいなのですか。予算的な面として。それをお伺いしたいです。 というのは、民間でしたら、2億2千万は繰越しで、令和5年度中に、遅れている改修をやろうよということができるんですけれども、行政の場合には、それはできない気がしておりまして、その辺の事務的なことも併せて質問させていただきます。 【事務局 濁川財産管理課長】 まず、1点目の令和4年度の計画額と実施の金額との乖離につきましては、副委員長御指摘のとおり、計画では位置づけたものの先送りしたなど、そういった事情がありまして、令和4年度につきましては、計画額の方が大きくなっています。 また、先ほど説明いたしました令和4年度実施予定であった事業を令和5年度に実施といったことを何点か説明させて頂きました。令和5年度につきましては、令和4年度の分が逆に膨らんでくるといった状況になります。 ただ、2点目の健康管理センターの問題、修繕部分や建替えの関係等々につきましては、基本的には白紙にさせて頂いて、にぎわい交流創出ゾーンとして、ゾーンの的に位置づけて、そこに真に必要な機能、施設を今検討しているところでございます。前回の委員会の中で、委員長からは「やっとスタートラインに立てたのだ、良かった」という御話も頂いたところではございますが、健康管理センターの老朽化対策につきましては、にぎわい交流創出ゾーンと併せて、同時にどうしていくのかという課題は、別で検討を進めているところでございます。 ただ、先ほど、色々な施設の改修を説明させて頂きましたが、改修をして、例えば1億円かけて改修するということは、それなりの年数で施設をしばらく使うということになりますので、建て替えるという目途がついた、その使う年度までの改修にとどまるのではないかと思います。 ただ、具体的に健康管理センターのどの部分をいつ改修しますという
--	--

計画が今のところ確定しておりませんので、その説明ができる際には、この委員会の中で説明させて頂きたいと考えております。

予算の繰り越しに関してですが、3億6千万円の計画に対し、1億4千万円しか使っていないので、その2億2千万円はどうするのかという御話ですが、基本的には、皆様御存じのとおり、行政は1会計年度で予算を組んでおりますので、そもそもの要求が3億6千万円ではなく、少し上振れしていますけれども、1億4千万円に近い額で要求し、議会で議決を経て予算化させて頂きました。

副委員長が仰るように、例えば公共施設再編計画の特別会計のようなものや、基金を設置して、そこに財源を積み立てておき、そこから使うということであれば、使わない時や金額が低かった場合は基金に戻すということではありますが、今、特別会計等は組んでおりません。ただ、今後、これには多額の費用を要するために基金等を設立したほうが、よりスムーズに、実効性があるのではないかとといった検討は、今進めております。今、財政当局からもその辺の投げかけがあり、我々としては、基金を設立し、そこに十分な財源を担保しつつ、起債とともに、この計画を実行していきたいと考えております。以上でございます。

【山崎委員長】

先ほどの質問とも重複しますが、計画額が、例えば今、3億6千万円という話がありましたが、見積りを行い、大体その程度の金額で、契約額が1億4千万円になる。これは、計画額が変動によってコストが上がったということなのか、あるいは、契約額が未実施で1億4千万円分しかできていないという見方か、あるいは、もう一つが、コストダウンを図ったという見方もできるわけですが、その辺りはどう見れば良いのか、不確定要素が大きいということなのでしょうか。

【事務局 杉崎財産管理課主幹】

実は、今委員長が仰ったように、3つの要素が全て入っています。

まずは、未実施として3億6千万円に到達しなかったという事項が体育館です。設計を実施して、来年度工事を実施するということがありますので、ここが、金額が低く出る要素の1つです。

それから、もう一つが、体育館のAV機器の更新です。これは所管課が知恵を絞りまして、移動式のものに変え、安価にできましたといった点があります。それから、中央監視盤もそうです。これは令和3年度に前倒ししたため、すでに実施のサイクルに入っているという形になって

	います。 未実施は消防拠点となります。こちらは、未実施のために金額が載せられなかったといった事項がありまして、3つの要素全てがあるといった状況です。以上です。 【山崎委員長】 そうしたときに、またこれは次の議論になるかもしれないですが、実際、同時に修繕をしないといけないといったときに、どこから優先をしていくのかというのは、今、未実施で先送りした体育館の話が出ましたけれども、緊急性を要するものが大体先になってくると思うのですが、その辺りの順位づけが可能なのかどうかという点。定性的なものかもしれませんが、どこを最優先であればいいのかというのが悩ましいところでもあると思うのです。その辺りのお考え、これからのことも含めていかがでしょうか。 【事務局 濁川財産管理課長】 委員長御指摘のとおり、限りある予算でございますので、当然、修繕の優先度合いというのはあろうかと思えます。まずは財政当局に対して、各課、つまり施設所管課が予算要求をします。その予算要求の中で、修繕や工事は、再編計画に位置づけがあるのかないのか、まず、ここで振り分けられます。当然、位置づけがあるものが優先されます。 ただし、どうしても利用者の方々の生命、財産に危険を及ぼすような事項があれば、計画に位置付けているものよりも、そちらに予算を振ることもあろうかと思えますが、基本的には、再編計画に位置づけられているものは、基本的には予算を付けて頂くように、私たち財産管理課からも財政当局へ働きかけているところでございます。 【山崎委員長】 ありがとうございました。どうぞ。 【高橋副委員長】 それに関連してですが、先ほどから、予算の使い方について御話があるのですけれども、公共施設再編計画進行管理委員会というと、学校の建替え、健康管理センターもそうですし、プールにしても何にしても何億、何十億というお金をどうするかという話で、それを、ある意味で40年間のスパンで少しでも長もちさせようかという話ですよ。
--	--

そこに、例えばですけれども、柔道場の畳の更新もここに入ってくるというのが違和感を感じるのですね。こんなことは日常業務の中で修理しなければならないものだろうと思います。それが、どうしてここに、再編計画に載るのか。だから、額の問題ではなくて、今、課長が言われたように、やはり公共施設再編計画進行管理委員会はこういうことをテーマにしているんだと。先ほど、あれは非常にいいなと思ったんですが、繰り越したものは基金として繰り越していくのだと。要するに、どこかで使わなければならないわけですから、それを積み立てていこうということなら理解するのですけれども、何で畳だとか、あるいはご報告があった総合体育館の音響装置を 150 万で購入しましたとか、こういうのは、日常業務の修理費で修理すればいいのではないか。この公共施設再編計画進行管理委員会の会議に出す項目なのか、という気が少ししているのですけれども、それはいかがなのでしょう。

【事務局 杉崎財産管理課主幹】

今、課長が前段で説明しましたように、再編計画工程表の対策事業は、基本的に予算に計上されるよう、我々から後押ししているという御話をしました。それと同じことです。高橋副委員長が、畳や機器のことが再編計画に載る、あるいは委員会議論の遡上に載るのはどうかということはあるのですが、機械設備をはじめ、利用者の方々の安全性を確保するという意味では必要な経費をきちんと確保しなければいけませんので、日常的なランニングコストとして、例えば予算総額を抑えるために、査定の際にシーリングなどで予算が削られることのないように再編計画にきちんと載せる。再編計画に計上されているということは、4年間の財政計画に計上されますので、予算が担保されるという仕組みを構築しています。

故に、金額云々の話ではなく、基本的に修繕、それから備品購入も再編計画に載せているという形になっています。

正直なところ、違和感をお感じになるかもしれませんが、運営する側、あるいは行政としては予算を確保していかなければいけませんので、額の多少にかかわらず、これは再編計画に位置づけているという形になっています。

【茅野委員】

よろしいですか。

【山崎委員長】

どうぞ。

【茅野委員】

一般論としては、大規模な施設を幾つか保有していると、それぞれの施設の維持管理費の中に、修繕費という項目を設けていて、そこは定額で計上しておき、その施設の維持管理を担当している人たちの判断で自由に使えるような仕組みがあります。小破修繕と言いまして、小さい破れる修繕。この少破修繕の範囲は現場の判断でいいですよという性格の物。施設ごとに金額を定めて、あるいは全体として金額を 50 万円以下や 100 万円以下の執行であれば、その金額の範囲内で実施して良いというものです。あるいは、学校なら学校で、学校群として持っていて、小破修繕費として、各学校ではなく教育委員会全体でコントロールする。恐らくそのような扱いになっているのだろーと思います。

今、畳と仰いましたが、私も県の武道館に関わっていて、畳の修繕の経験があるのですが、畳の修繕だけは、やはり小破修繕の域を越えると考えています。というのは、柔道場の一番の肝で、年代によって畳を総取替えする必要がある、相当なコストがかかります。これは恐らく、試合場の 1 面ですよ。ですから、通常は 4 面を張り替えるため、1 千万、2 千万のコストがかかるのは当たり前であり、場合によっては、柔道場として使った後、剣道場で使うために移動式の畳など、色々なことがあり、一般論として言うと、柔道場の畳に関しては、小破修繕の範囲には入らないと思います。ここの 1 枚だけが切れているから、この畳 1 枚だけ変えるというのは小破修繕だと思うのですが、全面更新は小破修繕の範囲には入れないと私は思います。追加してよろしいですか。

【山崎委員長】

どうぞ。

【茅野委員】

実は、4 ページの 3 億 6 千百万円に対して 1 億 4 千万円という数字は、正直に申しまして、計画執行当局も財政当局もご苦労されたなというのが私の率直な印象です。

各委員から御指摘のとおり、行政は会計年度の中で全部処理をする。つまり、その会計年度の住民が納めた税金で、その会計年度の事業を行う。これが鉄則です。

しかし、どうしても超えてしまうものがある。あらかじめ超えることは分かっているものの対応としては、債務負担行為、1つの契約で多年度にわたるものと、計画自体を多年度に分けておいて行う継続費という2通りの方法があります。どちらをどう使うかということは難しいですが、1つの工事、例えば体育館の空調機器ということで考えた時に、これを債務負担行為にする、または継続費にするほどの規模もない。工事期間もない。ですから、もう一つ建物群、あるいは建物全体の修繕計画というような形で、大きな金額のものを幾つかまとめて修繕工事として継続費で組んでおくと、この年度にできなかったことを、そのまま翌年に移すことができるので、副委員長の御懸念にあるように、元へ戻ってゼロになるというのではなく、トータルの金額の中で多年度に渡って進めていくということができます。現実にはどういうやり方をしているのか分かりませんが、その手法を使われるといいのかと思います。この先も複数の工事があり、それよりも前にやらなければならないことが沢山あるという今の状況を考えると、建物群ごとの大規模修繕計画で継続費を組んでいくというのもあり得ると思います。そうすると予算額は抑えられます。初年度の金額の中から実行可能の部分だけ執行し、予定した額から執行した額を引いて残った金額が翌年度にそのまま使えるという手法が取れます。ぜひ御検討頂ければよろしいかと思います。

それでもなお残った部分は、事故繰越という形で翌年度に使える方法があります。これはよく御存じで多分やっておられると思いますし、会計年度をきちっと縛ることのメリットによって、デメリットがたくさん出ないようなことを引き続き御検討、あるいは実行頂ければと思います。

【高橋副委員長】

拘る訳ではないですけども、今、御説明頂いたので私なりに理解するのですけれども、この報告書の9ページの武道場の畳の更新が270万円前倒し。そこまでは良いのですが、計画上は令和9年度だったと書いてあります。つまり、5年も早めて実行し、来年予定だったものが今年やりましたというのならまだ分かりますが、これこそあまりにも、担当者が怠けていたと言ったら失礼ですが、畳が急に、昨日まではきちんと使えていたけれども、今日使えなくなったという問題ではないわけですから、その辺はもっと計画的にできるのではないですかと、私はそう思うのです。

それともう一つは、町民の生命、要するに、ここで柔道や剣道をやっ

たらけがをしてしまうという話だと思いますが、そういうことが本当に急にやらなければならない問題なのか。何か壊れたから直してという性格のものを公共施設再編計画進行管理委員会というか、要するに財政の方にそれこそ頼み込んで、もうこれは町民の命が危ないからすぐ直して欲しい、というような予算の使い方がおかしいのではないかと思います。これは、ある意味では、議会でもって追及するものかもしれませんが、本来、逃げ場と言ったらおかしいかもしれませんが、最後の頼みを我々の公共施設再編計画進行管理委員会というか、再編の方に持ってきたこと自体に問題があるのではないか、という気がするのです。今後、こういうことを少し厳しくチェックをすべきだろうと思います。

【森和彦委員】

ここは、指定管理者制度を導入している施設ですよね。体育館と図書館と町民センターは。

【高橋副委員長】

うちもそうです。

【森和彦委員】

そうすると、以前から指摘があったのか分かりませんが、修繕すべき箇所を修繕せずにここまで引っ張ってきたのかと思って資料を読んでいた。そういったことではなかったということなののでしょうか。よく聞くのは、修繕すべき箇所があると手を挙げているけれども、なかなか承認してくれないという話も聞いていたので、私も年度のところで違和感がありました

【事務局 杉崎財産管理課主幹】

指定管理者制度を導入している施設については、所管課と指定管理者との間で協議を行い、どこを修繕するのかという優先順位づけは常に決めています。再編計画自体に計上しているものは、施設所管課と指定管理者との間で修繕箇所を列举し、その中から優先順位を上からつけ、計上する形になります。量に関しては、なぜ5年も前倒しになるのだ、というお叱りは、確かに御指摘のとおりかと思います。

【事務局 野崎総務部長】

今の量の部分などについては御指摘のとおりで、我々の計画にまず位

置づけるところから、さらに予算に計上する時に所管課から正確な情報が来ていなかったのでは、ということは、確かにその点是否定できない面があります。そこは大いに反省し、今後は精度を上げた形の中で対応していきますので、御理解頂ければと考えております。

【水田委員】

先ほど委員長が言われたように、学校の外壁にネットを張るという形の落下防止のための対策としてやっていますが、私はあくまでも一時的なこととしてやるのかなと思っていました。先ほど事務局の説明で言われたのが10年程度というスパンで見ているということでした。これは外壁が今崩れるから、応急処置としてネットを張るなら分かるのですが、10年スパンという形でネットを張り、外壁落下防止には当然なると思いますが、建物としては、その傷んでいるものが落ちそうだから張るのは分かりますが、10年間放置したら、それこそ建物が漏水ですとか色々な形のものが外壁から出てくると思います。改修した後に何かやるなら分かりますが、改修しないでネットを張ってしまうと、当然劣化が進み、10年もたないような気がします。予算も3千5百万円とですので、改修という形の費用では見ていなかったのですけれども、それはもともとネットを張るという予算を計上し、それを実施したという形なのでしょうか。

【事務局 杉崎財産管理課主幹】

仰るとおり、再編計画に計上し、ネットを張ることの予算を計上しています。基本的には、どこの学校も施設の経過年数自体は経過していますが、耐震補強を実施し、大規模改修事業も実施してリニューアルすべきところはやっています。しかしこの先、学校適正化の結果が出るまでの間にどうしても次の対策までに空白ができてしまいます。その間、対策を講じない訳にはいきませんので、安全確保のためにこのネット張りを実施したという順番になっています。

【水田委員】

あくまでも学校適正化として学校を集約した際、取り壊す建物や、残す建物がある中での応急処置の範疇の長いスパンで10年間の対策という認識でしょうか。

【事務局 杉崎財産管理課主幹】

	そのとおりです。 【水田委員】 今落下の危険性があるから実施した、というよりも、将来 10 年程度を見据えて落下の可能性があるので先に対策をとったという形でしょうか。 【事務局 濁川財産管理課長】 一部外壁の経年劣化が進んでいるところは補修しながら、同時に当面 10 年程度の対策として、ネットを張ります。 【水田委員】 補修を行いつつ、ネットを張るということですね。 【事務局 濁川財産管理課長】 はい。そのとおりです。 【山崎委員長】 それでも外壁が落ちる可能性はあるわけですね。その時はネットを張った箇所も、もう 1 回補修をして張り直すような形になる感じでしょうか。 【事務局 杉崎財産管理課主幹】 現状で劣化が進んでいる所については、ネットを張る前に 1 回補修し、ネットを張ることになっています。 【山崎委員長】 では、もう既に補修してあるということですね。 【事務局 杉崎財産管理課主幹】 はい。 【山崎委員長】 分かりました。学校教育施設ですから、保護者の方は子どもの安全性というのが一番気になる場所だと思いますので伺いました。 その他いかがでしょうか。
--	---

【森和彦委員】

消防拠点整備の件です。北部の方から進めていくということは理解できました。

実は、今、非常に寒川の幹線道路が交通渋滞をしていますね、物流施設ができると今まで以上に渋滞する。そうすると場所によっては、現状で消防車や救急車がどのくらいの時間でフォローできるのかなという心配があります。今後ますます道路事情が悪くなることが想像できるので、南部がまだ決まってないのであれば、その辺も考慮した上で場所を考えてもらったほうがいいのかと思います。

【事務局 濁川財産管理課長】

消防の拠点、北と南の分署、出張所の関係の場所につきましては、私が消防にいた際、担当していましたので御話しさせていただきます。

消防力適正配置調査といいまして、全国の消防が、管轄区域内のどこに出張所と本署を配置したらよいのかということを調査できる機関がございます。そこに委託して、寒川、茅ヶ崎の中でどこが一番適正なのかという調査を実施しました。

基本的に現場へ指令から4分半で着けるように求められているのですが、寒川の場合は、その調査の結果、2か所あれば4分半かからずどこも着くような計算になっています。その適正調査の中で最適と言える箇所を選定している状況です。北部の新たな拠点は、調査結果を踏まえ近接する場所としております。南部の拠点につきましても、管轄エリア全体できちんと4分半で着けるように、候補地をしっかりと検討していくこととしております。

【事務局 野崎総務部長】

幹線道路という意味では、渋滞と消防の現場への到着に関連する御指摘だったのではないかと認識しています。北部地域については、ツイン橋が平塚側から架けられ、幹線道路として都市計画道路宮山線が1本通れば、渋滞が発生する可能性は低いのではないかと考えられます。よって、幹線道路であるため、消防車や救急車も通行しやすいのではないかと思います。しかし、南部地域の新たな拠点については、新たに道路を整備する想定がありませんので、現場到着が早くなる拠点としての位置付けが、幹線道路に面している場所、道路付けと車の配置、出動の際に緊急車両の出やすさをどうするかなどを配慮しながら、適正な位置を考

えていくことになるかと想定しています。適正な位置というのは、先ほど課長から説明があった、適正配置調査を基に検討することになっていきます。

【森和彦委員】

幹線道路というと、産業道路というイメージがあると思いますが、それだけではなく、茅ヶ崎から来ている旧大山街道沿いもすごく混んでいますし、そのために現状でも裏道として住宅街に車が入って危険だという話が聞こえてきています。ですから、そういつて点を考えると、まして今度、田端にも物流倉庫が出来たら、なおさらトラックが増えて来て、更に身動きがとれなくなるのかなという感じがしています。そういう意味で南部出張所の検討をお願いしたいという要望です。

【森一光委員】

私も消防拠点に関しての質問です。北部地域に設けるということで、そちらを先行するということですが、では南部地域の拠点は、この資料に書いてあるとおり、令和9年度以降に整備という理解でよろしいのでしょうか。

【事務局 濁川財産管理課長】

新たな消防拠点につきましては、広域化実施後10年以内に建物を建設することによって、財政的支援を国や県から受けられるため、10年以内の整備を目指します。しかし、だからと言って令和13年の最終年に整備すればよいのかというと、そうではなく、条件が整い次第できるだけ早く整備することは、担当課としては持っていると考えております。当初の構想に比べると、年度は多少の前後はあるかもしれませんが、条件が整えば早期に着工したいと担当課は考えているようです。

【森一光委員】

先ほど別の委員の方から、相模原茅ヶ崎線沿いに整備するのが良いのではということ、今ツインシティの計画もあります。本当に渋滞が心配されるのではないかとということもありますので、そこを配慮して頂きたいということと、もう一点は、さきほどの令和4年度の実施内容の中で、やはり修繕が多いということで、先ほど課長が言われたように、基金的な部分で今後対応していくということであれば、ある程度は良いと思っておりますが、やはり各施設の耐用年数が適正なのか、それから

経年変化で修繕が多いのですが、本当に建物自体を造れば造っただけでそのままにしていた、というところがあるのではないかとということで、その辺りの保険的な部分は、やはり各施設に持たせるような方法を考えたかどうかと思いました。

【事務局 濁川財産管理課長】

話の順番が逆になりますが、まず、修繕の関係につきましては、森一光委員が御指摘のとおり、これまでは修繕や改修が弱点であったと感じております。施設を良好な状態に維持管理するためには、計画的な修繕でしっかりと手を加えることによって長く良好な状態に保つといった考えの下、施設所管課と連携を密にしながら進めている状況です。良い状態で施設を保つことをしないと、建替え時期が早く到来してしまいますので、長寿命化する施設につきましては、できるだけ適正に手を加えながら良好な状態を保ちたいと考えております。

新たな消防拠点につきましては、先ほど森和彦委員も仰いましたが、やはり渋滞に対する懸念はごもっともであると認識しています。適正配置の調査結果で判明したように、4分半で現地に着けるような位置が大事になってくるとの認識です。

現状は、寒川町内の消防分署は町の中心部にあり、最南端、最北端だけが4分半で現地に到着できない状態になっています。故に、北部と南部に新たな拠点を整備することで、町内全域を4分半で到着できるような状態になります。具体的な位置につきましては、担当課が現在検討しておりますので、南部の拠点は決まり次第、この委員会で報告したいと考えております。

【高橋副委員長】

ひとつよろしいですか。資料3の全体のスケジュールは、例えば令和5年になったらまた更新されるのですかということが1つ。

もう一つは、学校関係は学校の適正化等検討委員会ができて動き出しているわけですね。ところが集会所は、12の施設を10年をかけてやりますよというだけで、赤い線が1本で終わっているのですが、具体的にいつ頃から各自治会や自治会長連絡協議会と折衝を予定しているのか。今、支障があって言えないというのであれば言わなくても良いのですが、計画としてもう頭に入っているのかどうか。同じような、消防分団はどのような予定を考えておられるか、分かる範囲で、言える範囲で結構です。

	【事務局 杉崎財産管理課主幹】 地域集会所については、再編計画の基本方針の中で、10 年程度をめどに学校への複合化、完全に地域にお渡しする方法、一部地域移管として維持管理費の御負担をお願いするもの、これら 3 つの選択肢の中から、それぞれの自治会集会所ごとに御検討くださいという考えで、所管課である町民協働課と、指定管理者となっている地域集会所運営委員会連絡協議会との間で協議を始めている状況です。そのため、10 年経過し、どこかの集会所は何か具体的な行動が出ているのではないかと考えられます。 続いて資料 3 の更新についてです。今は令和 4 年度ですので、令和 4 年度の決算を公表した後には、令和 4 年度の実績結果を入力します。つまり、計画額とその実績を各年度で入力し続けていくことになります。 【高橋副委員長】 いつまでも令和 3 年度で出てくるようでは困るので。 それで今の御話ですが、集会所の場合は、当然学校と連携協力するから、複合化するとかしないとか、先ほどの適正化検討委員会とも協議は行っているのですか。それとも学校は独立して学校だけだということに進めてしまうと、後々禍根を残してしまうかという気がするのですが、いかがでしょうか。 【山崎委員長】 学校適正化の検討の中では、集会所との複合化に関して、積極的な検討というか、提案は出ていないのが現状であるとの認識です。 【事務局 杉崎財産管理課主幹】 学校適正化の検討において、どのような適正配置にするのかを検討中で、現在は適正化案を 2 案に絞っている段階です。適正化案が決定し、実際に統合の実行段階になると、どの学校がどうなるのか、ということが見えてきます。その段階で、ある自治会は学校施設への複合化を選択する、などの具体的なアクションが出てくるのではないかと想定しています。 【高橋副委員長】 次のステップですね。はい、了解しました。
--	--

【山崎委員長】

私も実は資料３に関連してこのことを確認したいとかんじていました。地域集会所の対策が手法として３つ。完全地域移管、一部地域移管、学校への複合化ということで、この１番と２番の場合は、先ほど維持管理費は行政で負担すると、維持管理費の削減効果は出にくいと感じたのですが、施設を複合化した時に、必要な設備や、インフラ部分がある程度集約化されると、集約化に伴う効果がコスト的にも出てくると思うのですが、その辺りがどうなのか。むしろ、３つの方向性というのはそれぞれの地区によって相当温度差があるのかもしれない。かなり難航する地域もあるのかもしれない。しかし、例えば学校と一体的に複合化する時のウィン・ウィンの関係というのでしょうか、それがなかなか伝わらないと、集約化の実現が進まないと思うのです。色々な歴史もあって、おそらくこの地域の施設が成立してきたと思いますので、その辺りがさて、１０年以内に結論が出るのかということ、簡単な話ではないと思います。しかし、コストとしては継続的にかかるわけですね。その辺りは、やむを得ないという感じでしょうか。いかがでしょうか。

【事務局 杉崎財産管理課主幹】

①の完全地域移管と、②一部地域移管は、ランニングコストは地域で負担して頂く形です。

【山崎委員長】

①と②は地域でランニングコストを持つのですね。

【事務局 杉崎財産管理課主幹】

はい。③の学校への複合化については、複合化の形態にもよりますが、町の公共施設として、集会所を学校の中に設置するのであればコストは町が負担するものかと感じています。

ただし、①完全地域移管は、今の施設の所有権は町にありますが、所有権を自治会に移します。ここがものすごくハードルが高く、まずは自治会を法人化して頂く必要があります。法人化には、その地域の方の名簿を作成頂くことや、毎年法人としての役員会を開催し、決算書を作らなくてはいけないなど、かなりハードルが高いものです。なぜそれが必要なのかというと、法人化して、建物の所有権を登記しないといけないので、完全地域移管はハードルが高いものと思います。②の一部地域

移管というのは、町の所有権という形は残りますが、①の完全地域移管は先ほど説明したようにハードルが高いため、ランニングコストだけは地域に負担して頂く形になります。

【山崎委員長】

やはり時間が必要なのですね。ただ、学校施設でも複合化の相乗作用が真剣に議論できない。今、学校施設そのものの在り方の議論に終始しているため、やはり学校適正化委員会ですと、防災などというような話、防災拠点として学校が機能するののかということが主な関心事だと思うのです。その防災拠点というよりも、むしろ日常の中でのコミュニティなどが、むしろ非常時にも機能していきだろーと思しますので、このウィン・ウィンの関係として複合化することのメリットというのでしょうか。防災面だけではないのではないかと感じます。

むしろこの地域の連絡協議会があるという話でしたけれども、むしろ地域側から、このような夢の学校や、夢の複合化イメージみたいなものを、学校側へプレゼンして頂くような形で、働きをかけて頂いた方がよろしいのではないかと、個人的には考えているところです。

やはり歴史があって、単独でこれはどうしてもここで個別にやりたいという思いのあるところは当然良いと思うのですが、その温度差も含めて、これから集会機能というのは非常に大事だと私は思っています。人の集まり、この集会機能は、ギリシャ、ローマの頃からあると、よく劇場関係者にも言われます。人の集まる場所はとても大事だから、安直に無くして良いわけではない。ただ、そこの在り方に関してはどういう形が相乗作用が出てくるだろうということは、地域の方でも真剣に考えてほしいと感じます。ですから逆に、財産管理課の方から積極的に働きかけをしてほしい、というのはこの場でお願いしたいと思いました。

【森和彦委員】

22 ページの学校適正化委員構成の中に、教育委員会が入っていないのですが、これは入っていないのですかそれとも、例えば教育長などはこの中には入っていないのですか。もう分かっているから入れていないのか。

【事務局 濁川財産管理課長】

学校適正化検討委員会の中に、教育委員会の者が入っていないのではないかと御指摘かと思います。学校長、小中学校の教職員の代表、

	また、教育政策課が教育委員会の事務局として居ります。教育長は逆に、検討委員会での結果を、答申として受ける立場でありますので、当然そこで結果が出ますと、教育長が受け取り、教育委員会の会議に諮ります。教育委員会の会議で決定した後、町長部局との協議という流れになります。 【森和彦委員】 分かりました。 別件になりますが、私が聞いた話では、今の学校は、学校長も権利、権限が相当あるようで、学校としてのコロナ以降の対応にしても相当ばらつきがあるように聞いてます。例えば保護者が学校へ入る際、Aという学校はいいが、Bは入れない。そういうことがあるように聞こえています。だから、そういったことも含めて、例えば、今仰るように、一般の町民との関連ですと、やはり学校長の権限というか、そういうところも考え直す、改善して頂く必要があると思います。 【山崎委員長】 今の話はコミュニティスクールと関係しますでしょうか。 【森和彦委員】 関係します。 【山崎委員長】 地域の方々と。 【森和彦委員】 はい。校長の権限のことで。聞いた話では校長の考え方次第で、学校ごとに対応が異なる。 【事務局 濁川財産管理課長】 今、森委員が仰った部分は、私どもも承知しています。学校内にコミュニティ機能などを設ける御話ですが、やはり学校長は、学校施設の管理者、責任者でありますから、施設に対して何か問題があったら学校長が責任を問われます。保護者が学校内に入ることが厳しかったなど、対応が学校により異なるという御話になろうかと思います。 ただ、管理区分をしっかりと分け、例えば入り口を分けるなど、学校長
--	--

とは異なる方が責任者となるなど、指定管理者や町という話になりますので、管理区分をしっかりと分けてあげることによって、学校長の負担軽減につながると思っております。

【森和彦委員】

そうですね。

【山崎委員長】

関連があるかもしれませんが、やはり開かれた学校を目指し、コミュニティスクールを目指した時に、例えば学校が終わった後、地域に体育館や、プール開放をしていると思いますが、その取組みが進んだところであれば、特別教室、集会所などの機能を学校が開放し、地域の方に使って頂くという例もあるわけです。ただそのときに、例えば火事が起こったときに、学校側の、校長が責任を問われないことが大事で、欧米の、特にイギリスはコミュニティスクールの先進国ですから、きちんとした形で、その責任や運営をやらないと学校側の責任が非常に過大になってしまう。学校を開放することに対してとても負担が大きく、どうしても引いてしまうことがあるため、ウィン・ウィンの関係、つまり、学校側も地域の施設を使って、地域の人も学校を使いながら良い関係にならないと、真の意味での相乗作用が出てこないのではないかと。

これはハード面もソフト面、管理運営面もセットでやらないと、理想のコミュニティスクールは実現できない。先進例を見ますと、そういった感じがします。

他に御質問や御意見はありますでしょうか。いかがでしょうか。

議題2つ目の進行状況については、御意見を頂いているところでありますが、後に追加で御質問、御意見があれば仰ってください。

議題3つ目に移させていただいてよろしいでしょうか。

では、公共施設のマネジメントについて、事務局から説明をお願いします。

○議題3 これからの公共施設マネジメントについて

～～事務局 杉崎財産管理課主幹より資料に基づき説明～～

	【山崎委員長】 ありがとうございました。 ただいま、前回会議以降の取組経過について３点、ビジョンについて、整備手法の選択のための指針づくり、そして３点目が健康管理センターの老朽化対策等に関しての説明がありました。 特に２つ目の整備手法については茅野委員が御専門かと思えますので、色々な補足の御説明を頂いてもよろしいかと思います。 少し細かな話ですが、先ほど健康管理センターの説明で触れました、宮山のひまわり教室がありました。それを先に補足で説明して頂いてよろしいでしょうか。 【事務局 守屋資産経営担当主査】 寒川町の宮山にございますひまわり教室は、障がいのある児童が通う施設で、町営になります。さむかわ保育園に隣接している単独の施設です。 【山崎委員長】 分かりました。ありがとうございました。 では、３つについてそれぞれ御意見等あると思いますが、まず最初は、ビジョンについて。内容がソフトな感じの報告書ですが、これは庁内で色々なブレインストーミング等をされて作られた内容なののでしょうか。比較的イメージが広がるような内容かと思いました。最初のビジョンについて、まず何かございますか。 【高橋副委員長】 少し御話ししてもよろしいですか。24 ページの公共施設マネジメント検討委員会というのは、PPP／PFIを導入するときの審査委員会のように重要だろうと思うのですけれども、この構成メンバーはどのような方たちがいらっしゃるのでしょうか。 【事務局 杉崎財産管理課主幹】 副町長が委員長となり、全ての部長が委員となります。 【山崎委員長】
--	---

	これは今後の課題になるかなと思いますが、P P P／P F Iの場合は、要求水準書の作成に相当な覚悟を決めてやらなくてはいけないのではないかと思います。寒川町もその覚悟が十分にあるという認識はしておりますけれども、具体的には、これをそのような形で進めていくかというのはこれからでしょうか。いかがでしょうか。 【事務局 杉崎財産管理課主幹】 本町においては、P F I 事業の経験がありませんので、正直なところ、実行してみて、はじめて課題が分かるのではないかと、ということが本音となります。 【茅野委員】 私は、神奈川県立保健福祉大学のP F I 導入の際に、財政課にありまして、国との折衝も含めて携わっておりました。 当時、P F I 法は成立していましたが、政令が成立しておらず、ぎりぎりのところで政令の中身と事業とが合っているかどうか、確認を行いながら進めておりました。 この資料を見せて頂きまして、まず最初に感じましたのは、私が携わっていた当時も解りにくかったのですが、今でも解りにくい。しかも、政府は優先的検討を進めろと言いながら、解りやすい資料を作っていないと感じておりまして、その中で寒川町は、単語の説明が中心になりますが、大変解りやすい資料をつくられたなど、敬意を表したいと思います。 まず、アルファベット3文字単語で物事を語っていくこと、つまりP F I を実施するメリットがあるのか、という点をどう町民の皆さんに御理解頂くのか、まだもう少し砕いていく必要があると思います。しかし、まずは第一歩として、大変な敬意をもって、御努力されたなと思います。 先ほどの説明にありましてとおり、非常に困難だと思っているのは、にぎわいの創出というのは、どこのまちでも活性化、あるいは高齢人口の増ということで、にぎわいに対する取り組みを実施するのですが、大抵の場合は駅を中心に計画があり、駅を活用しながら実施する。 本町の場合には、駅中心でなく、役場を中心に行っているところ、これは大変難しいと思っています。少し私の不勉強な点がありますが、この内容ですと、所謂「中心市街地活性化法」が適用されるのか否か、財源的にも厳しいことが予想されると思っています。 一方で、これだけの施設が集まっているエリアをどう活用し、寒川町
--	---

	のにぎわいを作っていかなければならないのか。逆に言うところの条件の中でしかできないと考えると、相当な工夫と町民の理解が必要だろうと、今回資料を見ての第一印象です。 ただ、面白い、あるいは興味深いのは、それぞれ町民の皆さんや町外の皆さんが、用事があってこのエリアに来ることは間違いない。 一方で、駅の良いところは、施設に用があるのではなく、駅通過すること自体が目的で、そのついでに駅周辺付近に寄っていくということになります。 にぎわい交流創出ゾーンの現状は、それぞれ単発の施設などへ来て、そのまま真っすぐ帰っていく。その状態から、動線の工夫などでどこかに寄っていくような流れ、これが恐らくにぎわいということになるんだろうと思います。そうしないと、用がある所に行って、用が済んだら帰っていくだけのピストンの運動になってしまう。そうではなく、用がある所に行ったついでに、周辺を一回りしよう、行ったついでにどこかに寄ろう、こういう動きを創り出せば、それがにぎわいへとつながってくるだろうと感じました。 ただ、具体的に何があるのか。やはり一番はこの中に入っていないんですが、子どもたちだと思います。子どもたち、小中学生、高校生を含めてです。実は、彼らは時間帯に余裕がありまして、どこか施設へ寄った後、周辺を歩きます。彼らが歩いていて面白さを見つけるということは、にぎわいになってくるのかと思っています。 前回の委員会で申し上げましたとおり、藤沢市は北側の駅前広場を日本の中でもかなり先進的な造り方をしましたが、それを今、次のステップに入ろうと、大幅なりモデルをしていこうとしています。 それは、周辺の家電量販店や入居者の方々、ビル所有者の方々と一緒に、周辺を歩き回れる動きを作っていこうということを実施しています。面白いと感じたのは、子育て中の親御さんたちが遊べる場と、駅の通過客とが近接している、あるいは、地下に入ったところでは美術館のようなゾーンを作ってみるなど、かなり面白い取組みを始めました。本格的なにぎわいに至るまでは、まだまだ時間を要するのではと思っています。 ただ、この取組みが興味深いのは、この仕組みを実はそれぞれのビルの所有者の方々、あるいはそこに入居しているバス会社、市役所、こういったメンバーたちが、どうしたら人が滞留する面白いゾーンを作れるのか、民間ベースで2年、3年ほど取組み、それが今、駅前広場の指定管理者になるという状況を作った。
--	---

ですから、私が感じていることは、役場周辺で、何らかの形で利害を持っているステークホルダーの皆さんが集まって、今より良くするためには何をすべきかという気持ちを持たないと実現が難しいと感じています。これまでのように、行政がこうすればみんな来るだろう、という以前のような考えでは、にぎわいを創出することは難しいところがあるので、施設の配置などを考える前に、今いる人たち、ステークホルダーが、どうしたら自分のビジネスに繋がるかと、こういう発想を入れられたらいいと思った次第です。

ただ、残念なことには、ここの役場周辺には拠点となる、あるいはコアとなるショッピングモール、スーパーマーケット、家電量販店というような、集客施設が見当たらない。どこかその辺を誘致できればがらっと変わってくるのではないかというのが2つ目の印象です。

しかし、まずは第一歩だろうと思いますので、今申し上げたように、コアになるものが、あるようで実はないのですね。だからコアなものをどう創り出していくかということに関しては、やはり草の根から、町民の意見、要するに、「町はこう考えていますが、町民の皆さんはどう思いますか」ではなく、「ここにビジネスとして、どう関わっていけるか、というスキームを作っていく。そこまでを時間をかけてもやった方がよい。役場周辺は駅前ではないために、なお一層そう感じた、というのが私の2番目の印象でございます。以上です。

【山崎委員長】

今の茅野委員の御話と関連して、私も少しだけ御話をさせていただきます。私は、公共建築仕様というものを幾つか検討審査で見たり、現地で実体験をしているのですが、庁舎とほかの施設が複合化する例も複数あります。

その時に、「にぎわい」というキーワードが1つあると思いますし、例えば、静寂な空間というのでしょうか、人の居場所としての静謐な空間というのでしょうか、例えば、図書館等の施設を複合化すると必ず静と動の問題が出てきたりするわけです。それを同時に可能にするような計画モデルも実現していると思います。具体的には荒川区に「ゆいの森あらかわ」という施設がありまして、11月に現地調査をさせて頂いた際、かなり子どもたちがずっと佇んでいて、ある程度のにぎわいと音を出すことを理解しつつも、静寂の空間も同時に実現できているという非常に珍しい例があります。

このにぎわいの創出というキーワードの中には、色々な多様性を含ま

ないとなかなか難しいと感じています。図書館だけではなく、特に「商い」の機能をどういう形で入れていくか。茅野委員が言われたように、回遊性をどういう形で平面的にも立体的にも実現していくのかということだと思います。従来ですと、ペDESTリアンデッキのような形での立体街路を造る、駅前でしたらそういう形で良いわけですが、役場周辺のこの場所ではそういう形ではなかなか難しいと思います。

8 ページにあるような全体エリア図の中で、色々な多様な空間が、連携しながら拠点の場所として何かがあり、そこには、例えばこの健康管理センターのような場所もあるかもしれないし、色々な場所がここに形成されるというのがイメージとしてできそうな予感があります。

しかし、「商い」の機能を入れるとなると、なかなかこれは車の問題や、人が賑わうというところには、歩行者優先で、人の動線付近には車を入れないゾーンを作らないといけない。

このようなマスタープランとしては、かなり良い発想が必要になってくるのかと感じていました。公共施設を複合化する、集約化することのウィン・ウィンの相乗作用というものができてくるような感じがします。このビジョンの中の7 ページに書いてあるものを、実際に場としてどう具現化していくのか。その上のサッカー場の、消防のシャワーをかけている絵はとても素敵だなと思うのですが、こういうような場所が、劇場みたいなものを造るのではなく、人が集まる場所が、中央公園の周りに豊かな公園もありますし、常に人が集まるような場所をどう創出していくか。

少し話が行ったり来たりしますが、庁舎と一体的に成功している例というのは、隈研吾さんの設計した「アオーレ長岡」という施設が大変有名です。そこは庁舎が前面に出ているわけではなく、現地で色々な審査をした際、議場がまず1 階にあり、外から議場が見えるようになっている。一番センターコートにある。これはギリシャとかローマのフォーラム、議会の原点になっているものだと思います、大変感心をした覚えがありますし、市民活動センターがその辺りに関連してあるわけです。

従来型の庁舎のつくり方に関して、私は個人的に非常に疑問を持っております、まずは市民の代表の議員さんの活動の場である議場は、ほとんどの庁舎が最上階にある。それはやむを得ないことがあるかもしれませんが、私は議場を建物の上に乗せるのは大反対でありまして、むしろ市民との接点としては、「アオーレ長岡」のような場所をきちんと地上階に設けるべきではないか、ということは思っています。実態としては非常に少ないのです。

議会や庁舎の話は別としましても、やはりにぎわいというのは、人が常に回遊しているところの中に議場があったり、あるいは商業施設であったり、庁舎の機能があったり、あるいは子育て関連施設など、そうしたものが何となくお店のように配置されている、というのが望ましいのではないかと感じます。

茅野委員の御話に随分刺激を受けましたので、余計なコメントをさせて頂きましたけれども、ビジョンに関しては、今日は非常によいイメージを持ちました。大変良いと思います。それから、PPP／PFIのこの辺りについても非常に分かりやすくまとめて頂いたので、実施がどうなるのかということも含めて、大変興味深いところですので、やる気を感じるというのが正直なところですよ。

少し持ち上げ過ぎでしょうか。

【高橋副委員長】

持ち上げ過ぎで、私が水を差すようで申し訳ありません。

今の御説明で、この資料5というものの自体が、公民連携による公共施設マネジメントとしてということで、1、2、3の説明をされたということは承知しました。そしてその手段の一つとして、PPP／PFIをこれから積極的に検討していこうということで、今、茅野委員の御説明で、寒川町の力が、このにぎわい交流創出ゾーンの中で、何が中心になるかといったら、役場と健康管理センターなのかと。非常に明るい話かと思ひまして、皮肉を言って申し訳ない。

それで、3番目の健康管理センターの老朽化対策として、ここに数々述べられておりますが、まず1つ目、クレームをつけたのは、ステークホルダーである社会福祉協議会に一言もこの話がない。相談がないというのはおかしいと思います。要するに、こういふにぎわい交流創出ゾーンの中で、社会福祉協議会が入る健康管理センターについては、以前に部長からも、PPP／PFIを実施していくことになるからしばらく検討させてくれということで今年度1年待っていたわけですが、その結果報告はまだ私どもは聞いておりません。

それで、今日のこのPPP／PFIの導入をするということについては、私どもは積極的に考えていくといいのかなと思っておりますが、まず、そういう意味では、議会も当然ですが、我々は今まで10年間、健康管理センターでどうするのだと。いい加減にしてくれということで来ているにも関わらず、ここへ来て今日はぽいっと、こういう形で社会福祉協議会はどうすよという話になるというのは、非常に不愉快であ

	り、不本意であります。 それで、中を読ませていただいて、これは揚げ足を取るわけではありませんが、資料自体が非常に偏った資料になっていると。偏ったという言い方はおかしいですが、間違った資料も結構あると。 例えば、34ページの健康管理センターの機能の分類の中で、最も利用頻度が高いのは乳幼児の健診。これは、確かに健康診断では6か月児、それから1歳半、2歳半というような形で子供たちの健診をしているのは確かです。 続いて、がん検診が2番目に多いと書いてありますが、がん検診は成人病のがん検診ということで年に2回の実施で、実際には年7回程ですかね。ということで、365日のうちで非常に頻度が高いがん検診をやっているわけではないのですね。 だから、もっともっと他にやるべき健康管理センターの目的は、例えば健康づくりのための体操を頻繁にやっているなど、そういうことが健康管理センター機能としてあるのだということで行くと、非常に何か思いつきのものと言っては失礼ですが、思いつきの機能を挙げているのではないかと感じます。 例えば、感染症患者の避難所、あるいは感染症の予防接種をしても、コロナウイルス感染症のワクチン予防接種を実施したのは第6波の時だけで、参集殿で実施し、最近はや場南側の土地にプレハブ施設を整備して実施した。それも違うのではないかと思います。 それから、細かいことを一つ一つ言うと37ページ以降の望まれる機能というのが、これは全体的にソフト面のもので、そう言っては失礼ですが、行政の方の役割がやっていないのではないかとということだと思います。そのように、これらとPPP／PFIとが絡んでくるのか、どうもリンクされないような気がしております。 生活困窮者が相談に行くというのは、茅ヶ崎に行くのが本当に不便なのかと。例えばこれは、茅ヶ崎の保健所がなく、横浜や川崎まで行っていますということなら問題ですが、茅ヶ崎市にあるということがそんなに町民にとって不便なところなのか、ということは考えて頂きたい。全体的に、健康管理センターの建て替えというものは、最初は老朽化ということで雨漏りがする、あるいは壁が落ちる、東日本大震災の地震で、道路や敷地が凸凹になったなど、色々問題があるから早急に建て直しましょうということで、その後、神奈川県保健事務所の問題が出てきたり、子育てサポートセンターの問題が出てきたり、あるいはひまわり教室が出てきたりということが後からあり、後づけではないのかと思うの
--	---

	ですよ。 だからあまりにも、まさにステークホルダーの意見を聞いて頂けないのは非常に残念だと感じます。 それから、子育て支援機能の場所やイメージが伝わりにくいという点も書いてありますが、これは担当者であるこの施設の方々は、積極的に一生懸命努力しておられるが、十分に伝わらない。それはPRの仕方が悪いのかもしれないが、やはり行政の担当部署がもっと積極的に支援していけばいいのかと思いますし、DVの問題や生活困窮者支援の運用と最後に書いてありますけれども、これもある意味では行政の役割で、健康管理センターそのものの機能なり建物の問題ではないと思います。 一気に申し上げましたが、社会福祉協議会という立場で、今日は副委員長ではなく、社協の立場で申し上げ、少しクレームをつけさせて頂きました。ありがとうございます。 【山崎委員長】 この3つ目、健康管理センターに関連しても、老朽化だけではなく、この機能の在り方を含めて議論がまだ必要なのではないかといいことかと思いましたが、その辺りは、まずこれは行政でたたき台を作っているという感じなのではないでしょうか。実際には、これからの進め方としてこの辺りの機能をどう考えていくか、ステークホルダーとしての立場としての要望と言うのでしょうか、そういう御話も出てきたと思います。 【事務局 杉崎財産管理課主幹】 33 ページ以降の健康管理センターとして必要な機能の整理、という形になっています。これは職員が作成したものですから、行政側から見てこういった整理を行いました、ということになります。 副委員長が仰った社会福祉協議会へ話がなかったということは、この機能整理の部分の指しておられるのか、それとも、アンケート調査のことで話がなかったのかという、どちらの部分でしょうか。 【高橋副委員長】 そういう形でまとめました、というのがなかった。 【事務局 杉崎財産管理課主幹】 必要機能の整理の話が社会福祉協議に無かった、という点ですか。
--	---

【高橋副委員長】

はい。

【事務局 杉崎財産管理課主幹】

必要機能の整理は、行政側でまとめましたということです。そこは御理解頂きたいと思います。

【高橋副委員長】

やりましたはいいのですけれども、違った発信をされても困るなと思いました。それを言いたかったのです。

【事務局 杉崎財産管理課主幹】

分かりました。御指摘を賜ります。ありがとうございます。

【水田委員】

８ページに書いていることは、これから色々と進めていくと思いますが、その中で、用途地域の変更や、それに伴って商業施設の誘致ですとか、色々なアイデアなどが出てくると思うのですが、その辺も含めて検討を当然されているわけですね。

【事務局 野崎総務部長】

水田委員が８ページをご覧になっている中で、茅野委員や委員長からも御話を頂いたわけですが、このにぎわい交流創出ゾーンは、２年前に新しい総合計画を作った際、新たに役場と中央公園周辺をにぎわい交流を創出するゾーンだ、ということで、エリアの範囲は決めていませんが、寒川神社周辺のようなイメージで示しています。

寒川神社が８ページの上の部分にありまして、その先に宮山駅がありますが、宮山駅あたりからこの役場と図書館あたりまでのエリアだということで示しています。これについては、寒川神社に年間２００万人の方がお越しになり、その方たちが、わいわい市で買い物をする以外は、そのまま帰ってしまうというのはもったいない。そのために、にぎわいを創出したいということで位置づけをしました。

都市計画上の用途地域の御話ですと、この資料のオレンジ色の部分、体育館と中央公園の右側のオレンジは除いて、その上のオレンジ色の部分は、基本的に市街化調整区域です。そのため、先ほど御話が出ていました、何かしらの人が集まる施設というのは、基本的にはできない。し

かも、農業振興地域であるため、市街化調整区域の中でも、通常は土地利用の展開が難しい場所になっています。そのため、もともとは町が、平成元年頃に「川と文化のまちづくり計画」を作りまして、自然、緑などと一緒に、良いまちにしていこうという主旨の計画を作り、その中では、神社を核として参道を整備するなどして、人が集まるような仕掛けを考えました。

しかし、その場所が市街化調整区域の中では、町としては、思うように進めてこられなかった事実があります。

今回も、このオレンジ色の場所については、市街化調整区域ですので、基本的には土地利用が難しい。町としては、こうして、にぎわい交流創出ゾーンとして位置づけはしましたが、議員からも質問を頂いた中では、オレンジの部分については、民間で何か良い提案を出して頂けるような発想があれば、法的な規制を超えるために、町も一緒に努力していきますという説明をしている状況です。

副委員長が仰るとおり、保健福祉の集約施設を整備すると町が決めたことを白紙にしました。白紙に戻したということは、健康管理センターの老朽化対策を行わなければならない状態に立ち戻りますため、健康管理センターの老朽化対策を考えるにあたり、杉崎主幹から説明しましたとおり、コロナ禍などを経験し、どうあるべきか、何が求められているのか、今までの延長線上で考えて良いのか、といった懸念が職員間で出ましたことから、建物の整備を進める前に、ビジョンを考えたほうが良い。それは、健康管理センターの今後のリニューアルに向け、健康管理センター単一機能のままで良いのか、そこに複合化や集約するという際、何が必要なのかという考えを整理する必要があり、その根拠としてビジョンをつくるというアクションが今回スタートしました。

健康管理センターの今後を考える際、どのようなものが求められていて、機能として必要なものは何なのか、少し広いエリアになりますが、このにぎわい交流創出ゾーンの中に健康管理センターがあるため、にぎわい交流創出ゾーンとして、どういうビジョンが必要なのか、ということ考えてきました。

このにぎわい交流創出ゾーンが、本当ににぎわい交流を創出する場所になるかどうかといった場合、施策としては、まだ足りないとも感じています。

ただし、健康管理センターの老朽化対策をどうするかという件は、今御話しした、ビジョンに基づいた施設にしましょうとなった際に、子育て

て関係の機能も一緒にあったほうが良いのではないかと。それは住民の方にアンケートなどを色々取った中でも出てきていますので、健康管理センターと子育て機能を複合化して形にしていくのがいいのではないかと、というものが、今見えてきたのかもしれないという認識です。

【水田委員】

ビジョンを創るという御話は分かりますが、この市街化調整地域を民間で開発などを行うことは、なかなか難しい話かと思います。やはりこの地域の都市計画の線引きを変えないと、実現しないのではないのでしょうか。

町の真ん中という、こんなに良い場所であって、これを畑としてしか使えないのであれば、そこは県との協議を行いながら変えていかないと開発ができない。そこは一番の核心部分だと思いますので、できるかできないかは分からないけども、やはり都市計画上の規制をクリアすることを進めていかないといけないのではないかと思います。

ここの中央公園周辺が、市街化調整区域から変更できるかどうか、寒川町としても、まちづくりが全く変わってくると思いますから、様々な問題はありますが、そこはやはり検討しなければならないと思います。

【事務局 野崎総務部長】

市街化区域と市街化調整区域は、区域区分ということで都市計画法の中の位置づけになっています。20 年ほど前に私自身が都市計画の担当をしていた時のことを御話ししますと、神奈川県は人口が伸びていく中では、区域区分を変更するためには、土地区画整理事業などを実施することで、県が承認するというスタンスでした。

今は社会が熟成し、人口増加から減少に転じていく中でどうするのかという中で、県のスタンスは以前より厳しく、承認を頂くことが難しくなっています。倉見地区で新幹線新駅ができるため、新しいまちづくりをするということであれば、可能性はあるかと思いますが、にぎわい交流創出ゾーンとして、神奈川県が近い将来、区域区分変更を承認するかというと、非常に難しいと思います。

他の県ですと、市街化調整区域であるものの、地区計画を策定して土地利用の転換を図る、商業施設を誘致するところがあります。10 年以上前に、そのようなことは、神奈川県ではやらないのかと県に聞いたところ、神奈川県はやりませんと、当時担当者の方は話していました。

さらに、農林漁業を守る、その周辺の調整区域と農政を守っていくこ

	とは、国も強く押し進めています、やはり時代が変わり、耕作放棄地になってしまうより、土地利用を進めた方が良いのではないかとこの考えも出てきています。社会情勢の変化によって、土地利用の可能性が高くなることはあるかもしれませんが、直接的に市街化調整区域を変えるというのは非常に難しいと感じています。 今回は、この資料内の緑色の部分と青い部分が、行政機能などが集約されている部分ですが、我々としては、ここの行政機能が集約されているところは、行政機能が設置できると考えているため、健康管理センターを含め、場合によっては役場庁舎も含めて、今後は新しいまちづくりとして、公共施設の再編を進めていきたい。 その公共施設再編の際に、にぎわい交流創出ゾーンのビジョンを根拠としたい。こうしたビジョンを掲げていると、PPP／PFIの優先検討規程を定めましたので、民間事業者に対して、ここで新しいまちづくりを進めたい、公共施設としてはこれだけのものが必要。一方で、民間事業者の方たちにもビジネスを展開してほしい。 そうしたメッセージを明確に打ち出すために、今回、我々はにぎわい交流創出ゾーンのビジョンを創りました。 【山崎委員長】 このオレンジ色の部分に関しては、過去に三菱総研に委託して、調査結果を町も公表し、色々なご提案もあったと思います。その調査は10年以上前だったでしょうか。 【事務局 野崎総務部長】 そうです。 商工会が委託して調査を行ったのですが、その調査結果自体も法的な規制を超える、超えないは別として行ったものですので、町は商工会から提言として受けています。実際には、法的な規制は超えられないため、難しいですという認識であります。 【山崎委員長】 私も、人口が減っている中で、従来型の農地を転換し、ここに大規模な施設を造っていく時代では恐らくないだろうと感じています。おそらく、県も時代の流れと対応しないのではないかとこの面が出てきても当然だと思います。 一方で、にぎわいの商業ゾーンと横に農地があるけれども、これは地
--	---

権者との関係もあるかもしれませんが、ここと参道と3つのゾーンがあり、このゾーンの間を何かでつなぐ道があり、回遊性を確保しても良いかと思います。

ただ、そこに施設を造らなくとも、わいわい市場もあり、小さな拠点をお休み処のようなものを造り、要するに人が参道から回遊できるような形で、ゾーニングとしてはにぎわいもあり、クワイエット（静寂な）ゾーンもあり、回遊性を持ちつつ演出をするようなプランニングができるのではないかと感じています。

しかし、広域的なマスタープラン、グランドデザインでのスタディをかなり正確にやらなければならない。民間のコンサルタント会社に委託することなく、このぐらいのスケールの中で、マスタープランを作りつつ、個別の建築や、機能の複合化など、このスケールの連携をしながら、出会いや交流の場が生まれるという形で、PPP／PFI手法も含めて、ハード面、ソフト面でのマスタープランづくりをできるだけ早くに進めてほしい。そのように私は感じました。

【茅野委員】

よろしいでしょうか。

【山崎委員長】

はい、どうぞ。

【茅野委員】

先ほど印象ということで大きく2点申し上げましたが、私はこの資料を見ていて分からない点が1つありました。

1つはゾーニング、都市計画の話と、PPP／PFIの話と、健康管理センターがどのように繋がるのか。

今、高橋副委員長が仰った、健康管理センターをどのようにするのか、ということが一番の動機。そこに、このにぎわい交流創出ゾーンのビジョンと組み合わせている。しかも、施設を整備しようとして、PPP／PFI手法、そのような組合せなのだろうと、やっと理解が、納得がいきました。

それで改めて申し上げますが、この大きなゾーン全体についてPPPの開発というのは相当難しいと思います。というのは、概念自体に色々なものが入ると、VFMの計算が成り立たなくなるため、このように大きなにぎわい創出をPPP／PFIで実施していくというのは、相当困

難かと思います。

一方で逆に感じたことは、8ページの僅かなところですが、公共用地がある健康管理センターと消防分署、ここは今の配置の中で土地利用ができる、種地になる可能性があるとするならば、例えばこの一角だけでPPPを考えるという、ここに商業施設を含めて健康管理センター機能も組み合わせる。どこかの自治体で先行例がありまして、行政的な建物の中に商業施設を入れたり、住宅施設を入れたりするということは十分あり得ます。むしろここだと、このブルーに塗ったエリアだけでのPPPと考えていくのは、ステークホルダーも少ないですし、種地が公共用地ですから、かなり可能性は高いなと思いながら、高橋副委員長の御話を伺っていました。

繰り返しになりますが、PPPを実施するためにはVFMの計算を、公共で実施する場合と、民間企業を活用して実施した場合とで、計算を進めていきます。60年間程度の期間を設けてその期間のVFM計算を行う。PPP手法の方がメリットが出るという計算結果が出ない限り、これは実施できませんので、VFMの計算をするためには、かなり絞り込んだ形で実施しないと難しいと思います。

それと、健康管理センターという機能と、商業施設の的なものというのは、実はかなり似通った要素があります。健康管理センターに立ち寄ったついでに商業施設にも寄ってみたいという意味では、まさに適しているのでは、と思いながら聞いていた次第です。

【山崎委員長】

事務局の方から、お答えがあればお願いします。

【事務局 野崎総務部長】

今、茅野委員が仰ったとおり、我々も同じような感覚を持っているところです。健康管理センターや、消防の話も出ましたが、消防単体だけだと事業規模が小さく、VFMは結果として出ないだろうと思っています。しかし、PPP手法の未経験である我々が経験を積むという意味では、まず、優先的検討の俎上に載せ、実行していきたいと思っています。

【茅野委員】

先日、松本市で会議があり行きました。松本浅間文化センターを一生懸命探して行きましたが、どう探しても消防署しか出てこない。そうしましたら、道に向こう側を渡ったら、松本浅間文化センターという看板

が出ていました。この形態はあり得るなと思いながら、その施設を見て、先ほどの高橋副委員長の話を伺い、こちらから見たら消防署、こちらから見たら文化センター、あるいはスーパーマーケット、というようなのが十分あり得ますし、VFMの計算が成り立つような気がします。

【森和彦委員】

素朴な疑問ですが、先ほど野崎部長が説明したオレンジ色の部分が、農業振興地域等々で、区域を変更するのが非常に難しいとの御話でしたが、今、企業の駐車場が整備されていますが、そういうことは簡単にできるのでしょうか。

【事務局 野崎総務部長】

このエリアの話ですか。

【森和彦委員】

こちら側のエリアです。

【事務局 野崎総務部長】

沿道沿いで道路に面しているところは、建物を建てずに土地利用を図る場合、駐車場は建物を建てませんので、可能性があるのではないかと。しかし、大規模なものは不可能だと認識しています。

基本的に、市街化調整区域は土地利用を抑制する区域ですので、本来はできませんが、沿道サービスとして、会社や病院など、何らか住民の方たちが利用できるような施設に附属する形であれば、土地利用できる可能性はあると思います。

【山崎委員長】

時間が結構押してきています。

全体を通して、PPPやPFIの導入を積極的に検討していくことが、非常に素晴らしいことだと思いますし、それから、よい事例、これはハード面もソフト面も含めた事例を結構調べられたらどうかと。

私も審査で現場を回った中で、保健センターと劇場が一緒になっている美浜ホールというというのが千葉県にもありますし、高崎市は図書館と保健センターと子育て支援機能が、今までにないような形の複合もあり、互いの相乗効果が出ているのか、若干の疑問がありますが、企業同士がウィン・ウィンになるようなものは、非常によい運営がされてい

る。管理を含めて、サービスを運営面でもPPPを実施していないとうまくいかないということがあるかなと思いますので、そういう先進事例を一生懸命また調べて頂いて、実態も把握した上で、実際の寒川モデルのようなものができていくのではないかと、という感じをしています。私はそのように思いました。

今日は社会福祉協議会代表としての、副委員長の熱いメッセージを頂きましたけども、提案されている健康管理センターに関して、機能も含めて、これはどういう形での機能が一番良いのか。

恐らく単独ではなく連携をしていくことによって、また良い効果が生まれるような、今までとは発想が少し広がるような形での連携型のプログラムというものが何か考えられると、可能性が広がるような感じがいたしました。

今日はたくさんの資料を御準備頂きましたので、そして今日、まだ御意見を十分出せていない委員さんもいらっしゃるかと思います。次の委員会開催がいつになるかは不明ですが、今年度は今回が最後ということになりますので、最後に何か御意見頂ければと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

【徳澤委員】

やはり、寒川へ来たい、という皆さんの声が聞こえるようなまちづくりは、とても大事だと思います。

にぎわい、つながり、このゾーンは、とても分かりやすく良いのですが、余談ですけども、お正月に寒川神社へ来たけれども、寒川神社に來ただけで、赤福餅を買い、何も寒川神社の近くに、美味しいお店や、お土産屋さん、食堂、買物できるものが無かったら、江ノ島へ行って江ノ島で楽しんできた、という話をほかの地区に住んでいる方から聞きました。そうなのだなと思いました。

寒川町に来たいな、行きたいな、あそこはこういうことがあるから、神社へ行った帰りに、こういうところにも寄れるからというような、やはり、まちというのは、魅力的な観光商業も含めて、そういうのができないかなと強く思いました。感想です。

【山崎委員長】

イメージとしては、伊勢神宮のような感じですね。

【徳澤委員】

そうですね。横丁のような、あのようなものがあれば、もっともっと寒川にもお金が落ちるでしょうね。ということのを思いました。感想です。

【水田委員】

行政も考えられていると思いますが、先ほどの８ページの件で、以前の委員会でも話をしていましたが、役場南側の土地に役場を移転させ、今の役場の敷地に駐車場であるとか、色々な形にしていたと思うのですが、こちらをそういった商業施設に活用をしたりするのもあり得るかと思います。加えて、どのような申請で寒川病院と神恵苑が建っているかわかりませんが、両施設にこちらへ移転してもらい、寒川病院と神恵苑を利用するということができるれば、土地利用が図れるのではと思います。

【事務局 野崎総務部長】

オレンジ色の部分に寒川病院と神恵苑がありますが、ここと役場がある所は調整区域の中でも普通調整です。農業振興地域ではないため、規制は厳しくはないかと思います。寒川神社は、公共的なサービスを提供できる病院などの理由で認められてきたと認識しています。

役場と交換して広げていくことは、今の段階では検討しておりません。ただし、役場については、南側に大きい空き地がありますが、ここは市街化区域です。そのため、市街化区域の中でどうしていくかは考える必要がありますが、今役場が建っている場所と、寒川病院があるこのエリアについては、都市的な土地利用がされているため、ここだけでも市街化区域に編入できないかという考えを持っていますが、規制や色々な条件付けてくると思います。

それでも、役場側だけでも市街化区域に変更して、土地利用を発展的にできないかというアイデアを持っている、というレベルの御話です。

先ほど、このオレンジ色のエリアも難しいと説明しましたが、体験農業や、委員長も３つの箇所を繋いで回遊できるような形があると良いと仰いました。何らか、徳澤委員が仰った、皆さんに来てもらい、ここで時間を使ってもらい、町に経済効果があるようなことにつなげていきたいと、基本的に町全体としては考えているということになります。

【山崎委員長】

	私的なワーキングのように、色々ランドデザインの絵を描いて、行政の方と一緒に何かできるといいかなと思いました。 【高橋副委員長】 資料８は、これはガイドラインですから、町としては、これをマニュアルとして保管するわけですね。 【事務局 杉崎財産管理課主幹】 はい。 【高橋副委員長】 そうですね。細かいことで申し訳ありません。この資料８の８ページの上から３行目、①ですけど、P F I、P F Iと２つ並んでいますが、これ誤字ですね。片方はP P Pかと思います。何かの機会に直してください。 【事務局 杉崎財産管理課主幹】 承知いたしました。 【山崎委員長】 他によろしいですか。 ないようであれば、これで終了したいと思いますが、事務局のほうから何かございますでしょうか。 【事務局 濁川財産管理課長】 ございません。 【山崎委員長】 では、事務局に進行を戻すということでよろしいでしょうか。お願いします。 【事務局】 以上をもちまして、令和４年度第２回公共施設再編計画振興管理委員会を閉会といたします。 皆様、大変貴重な御意見、御提言ありがとうございました。
--	--

	— 了 —
配付資料	資料 1 : 公共施設再編計画の進捗状況について 資料 2 : 公共施設再編計画の進行管理体制について 資料 3 : 公共施設再編計画 進行管理票 (全体計画) 資料 4 : 公共施設再編計画工程表に関する進捗状況管理シートの記載方法 資料 5 : これからの公共施設マネジメントについて 資料 6 : 寒川町PPP/PFI手法導入優先的検討規程 概要版 資料 7 : 寒川町PPP/PFI手法導入優先的検討規程 資料 8 : 寒川町PPP/PFI手法導入優先的検討規程ガイドライン
議事録承認委員及び議事録確定年月日	小田 敏弘 (令和5年4月4日確定)